

# 入札時における見積内訳明細書の取扱いの見直しについて

平成27年3月  
美郷町総務課

## 1 見直しの背景・理由

公共工事の発注者・受注者が入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的な措置を規定した「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「法」という。)の改正により、平成27年4月1日以降、公共工事の入札参加者は、入札時に入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならず、当該工事の発注者は、提出された当該書類の内容の確認その他の必要な措置を講じるものとされました。

町では、従来から、町が発注する一部の建設工事と建設コンサルタント業務等の入札において、入札参加者に対し入札金額の内訳を記載した「見積内訳明細書」の提出を求めています。法改正に伴い見積内訳明細書の提出を求める建設工事等の範囲や見積内訳明細書の記載に不備があった場合の取扱い等を次のとおり見直しを行いました。

## 2 見直しの内容

①全ての町発注工事において、全ての入札参加者に対し、入札時に、見積内訳明細書の提出を義務づけることとします。

②町発注工事において、見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者の入札及び提出された見積内訳明細書が、次のいずれかに該当する場合に当該見積内訳明細書を提出した落札候補者の入札を無効とします。ただし、経過措置として、当分の間、適用しないこととします。

- (1)提出者の商号又は名称の記載がないもの
- (2)押印がないもの
- (3)建設工事の件名がないもの
- (4)工事価格の記載がないもの
- (5)入札金額の内訳の記載がないもの
- (6)前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると思われるもの

このことは、美郷町工事等競争入札心得に新たに規定したほか、関係要綱等について、見積内訳明細書の提出義務化等に伴う所要の規定の整備を行っています。

## 3 施行期日等

①取扱いの見直しは、平成27年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事等から適用します。

②適用後1年を経過したとき、2の②の規定その他の見積内訳明細書の具体的な取扱いについて検討し、必要に応じて見直しを行うものとします。